秋田県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 (第5回)

日時:令和2年4月21日(火)

11時00分~

場所:第二庁舎4階 災害対策本部室

次 第

- 1 開 会
- 2 議 題
 - (1) 緊急事態措置等(追加措置) について
 - (2) その他
- 3 知事指示
- 4 閉 会

緊急事態措置等(案)(追加措置)

令和2年4月21日 秋田県新型コロナウイルス感染症対策本部

県民の生命と健康を守ることを最優先に、感染防止対策の更なる徹底を図るため、新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「特措法」という。)に基づき、既に本年4月17日から実施している措置に加え、新たに、次について実施することとします。 県民の皆様には、ご不便をおかけしますが、なお一層のご理解とご協力をお願いします。

緊急事態措置の期間 令和2年4月25日(土)から5月6日(水)まで 緊急事態措置の区域 秋田県全域

1 休業を要請する施設

特措法施行令第11条に定める施設のうち、社会生活を維持するうえで必要な 施設等を除いた施設の管理者に対し、施設の使用停止(休業)の協力を要請しま す。

内訳
キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、バー、パブ、性
風俗店、アダルトショップ、個室ビデオ店、インターネットカフェ、ま
んが喫茶、カラオケボックス、ライブハウス、場外馬・車・舟券場 等
体育館、水泳場、武道場 (※)、ボウリング場、スポーツクラブ、ヨガス
タジオ、ホットヨガ、ゴルフ練習場(※)、バッティング練習場(※)、
テニス場(※)、マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター、遊園地等
※屋内施設に限る。
劇場、映画館 等
集会場、展示場、貸会議室等
(中的)的、关例的、 (四百的、刊于的、)到的图、他的图 · 中
大学、専修学校、各種学校などの教育施設
自動車教習所、学習塾、英会話教室、音楽教室、囲碁・将棋教室 等
ホテル、旅館、スーパー銭湯、温泉休憩施設 等
※宴会やカラオケなど集会の用に供する部分、ゲームコーナー等
生活必需物資の小売り関係等以外の店舗
(ペットショップ、住宅展示場、古物商、古本屋、おもちゃ屋、DVD/ビデオレンタルシ
ョップ、アウトドア・スポーツ用品店、土産物店 等)
生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗
(エステティックサロン、岩盤浴 等)

2 営業時間の短縮等を要請する施設

社会生活を維持するうえで必要な施設のうち、飲食店等の食事提供施設については、感染拡大防止の観点から、営業時間の短縮等の協力を要請します。

施設の種類		内 訳
食事提供施設	飲食店	営業時間の短縮を要請(5時~20時)、酒類の提供に
	居酒屋	ついては、19時までとするよう要請(宅配、テイクア
	料理店	ウトを除く)
	喫茶店	適切な感染防止対策の協力を要請

3 適切な感染防止対策を要請する施設

社会生活を維持するうえで必要な施設については、適切な感染防止対策の協力を要請します。

施設の種類	内 訳
医療施設	病院、診療所、薬局等
社会福祉施設等	保育所、放課後児童クラブ、介護老人保健施設その他これらに類する
	福祉サービス又は保健医療サービス提供施設
生活必需物資販売施	卸売市場、食料品売場、百貨店・ホームセンター・スーパーマーケッ
設	ト等における生活必需物資売場、コンビニエンスストア 等
食事提供施設	飲食店、居酒屋、料理店、喫茶店等
	※営業時間の短縮を要請(5時~20時)するとともに、酒類の提供について
	は、19時までとするよう要請(宅配、テイクアウトを除く)
宿泊施設等	ホテル、旅館、共同住宅、寄宿舎、下宿 等
交通機関等	バス、タクシー、鉄道、レンタカー、船舶、航空機、物流サービス
工場等	工場、作業場
金融機関、官公署等	銀行、証券会社、保険会社、官公署、事務所等
その他	メディア、葬儀場、銭湯、質屋、獣医、理美容、ランドリー、ゴミ処
	理関係等

「秋田県新型コロナウィルス感染症拡大防止協力金」について(案)

令和2年4月21日 秋田県新型コロナウィルス感染症対策本部

1 趣旨

新型コロナウィルス感染症拡大防止のため、秋田県の要請・協力依頼に応じて、施設の休業等に全面的に協力いただいた中小企業・個人事業主に対し、協力金を支給する。

2 休業等要請施設

遊興施設(スナック等)、運動施設(ボウリング場等)、遊戯施設(パチンコ店等)、劇場等(映画館等)、集会場・展示場等(美術館等)、学習塾その他の学習支援施設、ホテル・旅館・休憩施設等、商業施設

食事提供施設(飲食店等)については、営業時間を午前5時から午後8時までとすることを要請

※詳細は別紙のとおり

3 休業等要請期間

令和2年4月25日(土)~5月6日(水) 食事提供施設の営業時間の短縮も含む ※期間中1日でも営業した場合は、協力金の支給対象外

4 支給金額

1事業者30万円(2施設以上有する事業者は60万円)

5 申請方式

専用Webサイトからの電子申請、または、郵送を原則併せて、県庁及び各地域振興局に受付ボックス設置予定

6 スケジュール

5月 7日(木) 協力金申請書受付開始 6月15日(月) 協力金申請書受付終了

7 問い合わせ先

秋田県新型コロナウィルス感染症拡大防止協力金相談コールセンター設置時期 令和2年4月21日(火)午後1時から 受付時間 午前9時~午後5時(土日・祝日を含む) 電話番号 018-860-5071

※ 申請手続きや支給要件の詳細等については、今後、県Webサイト等に おいて順次公表します。

協力金給付対象施設一覧

■休業を要請する施設

種類	内訳
遊興施設等	キャバレー
	ナイトクラブ
	ダンスホール
	スナック
	バー
	パブ
	性風俗店
	アダルトショップ
	個室ビデオ店
	インターネットカフェ
	まんが喫茶
	カラオケボックス
	ライブハウス
	場外馬・車・舟券場
運動施設	体育館
※屋外施設は対象外とする	水泳場
	武道場※
	ボウリング場
	スポーツクラブ
	ホットヨガ・ヨガスタジオ
	ゴルフ練習場※
	バッティング練習場※
	テニス場※
遊技施設	マージャン店
	パチンコ店
	ゲームセンター
	遊園地
劇場等	劇場
	映画館
集会場・展示場等	集会場
	展示場
	貸会議室
	博物館
	美術館
	図書館
	科学館
	動物園
	植物園

種類	内訳
学習塾その他の学習支援施設	各種学校などの教育施設
	自動車教習場
	学習塾
	英会話教室
	音楽教室
	囲碁・将棋教室
	生け花・茶道・書道・絵画教室
	バレエ教室
	体操教室
ホテル、旅館、休憩施設等	ホテル
(宴会やカラオケなど集会の用に供する部分、ゲーム	旅館
コーナー等)	スーパー銭湯
	温泉休憩施設
商業施設	ペットショップ(ペットフード売り場を除く)
(生活必需品物資の小売り関係等以外の店舗、生活必需	住宅展示場(戸建て・マンション)
サービス以外のサービス業を営む店舗)	古物商(質屋を除く)
	古本屋
※ショッピングモール、百貨店は、入居店舗毎、個別に	おもちゃ屋
判断	DVD/ビデオレンタルショップ
	アウトドア・スポーツ用品店
	土産物店
	岩盤浴
	エステティックサロン

■営業時間の短縮を要請する施設

種類	内訳	
食事提供施設	飲食店	
・営業時間の短縮を要請(5時~20時)		
・酒類の提供については、19時までとするよう要請 ※宅配・テイクアウトを除く	居酒屋	
※営業時間を5時から20時までに短縮した場合、または	#MIRITE	
終日休業した場合に対象となる	料理店	
※もともと5時から20時の範囲内で営業している飲食店	喫茶店	
は対象外		